条 例 案 の 概 要

議案第67号 幸手市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 の一部を改正する条例

1 内 容

期末手当の支給割合の改定

年間支給割合を0.10月引上げ

(単位:月)

	年度	期末手当支給割合			
	十 	6月期	12月期	年間計	
【現行】	令和4年度	2. 15	2. 15	4. 30	
【改定後①】	令和4年度	2. 15	2. 25	4. 40	
【改定後②】	令和5年度以降	2. 20	2. 20	4.40	

(第1条及び第2条中第5条関係)

2 施行期日等

上記1【改定後①】について 公布の日

(令和4年12月1日から適用)

上記1【改定後②】について 令和5年4月1日

議案第68号 幸手市市長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例

1 内 容

期末手当の支給割合の改定

年間支給割合を0.10月引上げ

(単位:月)

	年度	期末手当支給割合			
	十 及	6月期	12月期	年間計	
【現行】	令和4年度	2. 15	2. 15	4. 30	
【改定後①】	令和4年度	2. 15	2. 25	4.40	
【改定後②】	令和5年度以降	2. 20	2. 20	4. 40	

(第1条及び第2条中第5条関係)

2 施行期日等

上記1【改定後①】について 公布の日

(令和4年12月1日から適用)

上記1【改定後②】について 令和5年4月1日

議案第69号 幸手市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 内 容

(1) 給料表の改定

給料月額を200円から4,000円までの間で引上げ

(第1条中別表第1関係)

(2) 勤勉手当の支給割合の改定

年間支給割合を0.10月(再任用職員(令和5年4月1日以降は定年前再任用短時間勤務職員)は0.05月)引上げ

(単位:月)

	年度	勤勉手当支給割合			
	十	6月期	12月期	年間計	
【現行】	令和4年度	0. 95	0. 95	1. 90	
		(0.45)	(0.45)	(0.90)	
【改定後①】	令和4年度	0. 95	1. 05	2.00	
		(0.45)	(0.50)	(0.95)	
【改定後②】	令和5年度以降	1.00	1.00	2.00	
		(0.475)	(0.475)	(0.95)	

※ 表中()内は再任用職員(令和5年4月1日以降は定年前再任用 短時間勤務職員)の支給割合

(参考)

期末手当	•	勤勉手当支給割合	(単位:	月)
/YJ / I > J — I			\ — 1	/1/

	期末手当	勤勉手当	年間計
改定前	2.40	1. 90	4. 30
	(1.35)	(0.90)	(2.25)
改定後	2.40	2.00	4. 40
	(1.35)	(0.95)	(2.30)

- ※表中()内は再任用職員(令和5年4月1日以降は定年前再任用短時間勤務職員)の支給割合
- ※ 期末手当は改定なし

(第1条及び第2条中第17条の7関係)

- 2 施行期日等
 - 上記1(1)について 公布の日(令和4年4月1日から適用)
 - 上記1(2)【改定後①】について 公布の日

(令和4年12月1日から適用)

上記1(2)【改定後②】について 令和5年4月1日

議案第70号 幸手市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を 改正する条例

- 1 内 容
 - (1) 特定任期付職員の給料月額の改定

< 1 号給> 3 7 5, 0 0 0 円 $\rightarrow 3 7 6, 0 0 0$ 円

※ 2~5号給は改定なし

(第7条関係)

(2) 特定業務等従事任期付職員の給料月額の改定

< 1 級> 165, 900円 \rightarrow 169, 800円

<2級> 188,700円 → 191,700円

<3級> 2 3 1, 5 0 0 円 \rightarrow 2 3 4, 4 0 0 円

 $<4 \,$ 級> 2 6 4, 2 0 0 円 \rightarrow 2 6 6, 0 0 0 円

<5級> 289,700円 \rightarrow 290,700円

(第8条関係)

2 施行期日等

公布の日(令和4年4月1日から適用)

議案第71号 幸手市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 の一部を改正する条例

1 内 容

給料表の改定

給料月額を200円から4,000円までの間で引上げ

(第3条中別表第1関係)

2 施行期日

令和5年4月1日